

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
(手数料)		
第四十一条 令第四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。	第四十一条 令第四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十二条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるとときは、現金をもつてすることができる。	2 法第六十九条第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。 3 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。
(手数料)		
第五十六条 令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。	第五十六条 令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九条において準用する法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるとときは、現金をもつてすることができる。	2 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。